平成２５年（フ）第１０４６号
札幌市厚別区青葉町３丁目１番３―407号
債務者　前田美由紀
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０５３号
札幌市北区北14条西３丁目１番１―212号
債務者　木村　　勇
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０５４号
札幌市清田区平岡３条４丁目14番14号
債務者　柳澤じゆん（旧姓島崎）
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０６０号
札幌市白石区平和通２丁目南４番18号
債務者　斎藤　由華
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０６５号
札幌市厚別区厚別中央３条１丁目４番15号
厚別中央クラブハウス202
債務者　宮川かおり（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０７９号
札幌市東区北44条東14丁目１番８―206号
債務者　佐々木浩一
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０８３号
札幌市手稲区西宮の沢１条５丁目１番１号
リバーシティ201号
債務者　羽田　大樹
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０８６号
札幌市豊平区月寒中央通７丁目２番６号　青木ビル別館201号
債務者　高橋末美こと　金　　末美
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０９１号
北海道北広島市中の沢157番地
債務者　上野　薫司
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０９２号
北海道北広島市中の沢157番地
債務者　上野真由美
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１０２号
札幌市豊平区西岡２条８丁目５番40号　プルーデンス西岡102号
債務者　北川由美子
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１０３号
札幌市豊平区西岡２条８丁目５番40号　プルーデンス西岡102号
債務者　冷水真由美
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１２６号
札幌市東区北28条東15丁目２番６号　クリスタルコート28―203号
債務者　佐藤　博美
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１３７号
札幌市北区新琴似６条15丁目１番11号　新琴似ハイツ１号
債務者　下林　秀昭
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１６４号
札幌市手稲区稲穂３条３丁目１番７―107号
債務者　小杉　豪一
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２０７号
札幌市手稲区前田７条９丁目５番10号　リ・バーク前田101号
債務者　小形　敏成
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２２５号
札幌市厚別区厚別南２丁目12番17号　第二コーポ藤１―Ａ
債務者　佐藤美智子
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６号
北海道奥尻郡奥尻町字奥尻497番地１
債務者　高木　　明
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
函館地方裁判所江差支部